

久留米市合同会社面談会 事業概要

1. 概要（予定）

※下記内容は現時点での予定であり、今後変更する場合があります。

(1) 事業内容

市内企業に就職を希望する大学生等及び一般求職者を対象に、積極的に採用を行う市内企業の合同会社面談会を開催するものです。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、1回あたり3社程度、参加者数10名程度（応募者の状況により）の小規模で実施します。

(2) 開催方法

各回の面談会は、原則として、参加対象とする「求職者の属性」等を特定して開催します。

各回の対象求職者の属性は下記のとおり。

新卒者（文系向き）	新卒者（理系向き）	若年層	中高年齢層
子育て中の方	パート・アルバイト	IT技術者	一般就職者

(3) 開催時期

現時点での開催時期及び対象求職者は下記のとおり。

年 月	回数	主な対象求職者
令和3年10月	6回	新卒者（文系向き）、新卒者（理系向き）、若年層
11月	4回	中高年齢層、子育て中の方、パート・アルバイト、IT技術者
12月	6回	雇用情勢・参加希望企業等状況に応じて決定

(4) 会場

えーるピア久留米、公共施設、市内大学、市内ホテルなど

(5) 当日スケジュール（午前または午後）

午前開催の時間	午後開催の時間	内 容
10:00	14:00	参加企業受付開始
10:30～11:00	14:30～15:00	求職者受付、受付票記入、事前説明
11:00～12:15	15:00～16:15	企業説明会（面談会）※

※参加者の人数に応じてグループに分かれ、各企業ブースの説明を聞いて回ります。

すべての企業説明を聞いた後、参加者は興味がある企業と個別面談を行います。

(6) 事業所参加費

無料

2. 申込方法等

(1) 参加申込期限

令和3年8月31日(火)

(2) 参加申込方法

別紙2「合同会社面談会参加申込書」を、申込書内に記載されている申込先までメール又はFAXにてお送りください。

(3) 参加企業条件

- ・ 法に基づいた就業規則等が整備されていること。
- ・ 市内に就業可能な事業所を有していること。
- ・ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 求人職種の制限

職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定により、今回の面談会につきましては、下記職種の求人は対象外となります。

- ・ 港湾運送業務に就く職業
- ・ 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務）に就く職業

(5) 参加企業の決定

申込企業の中から、業種や職種のバランス等を考慮し、久留米市雇用・就労推進協議会事務局で調整し、連絡させていただきます。

なお、多くの求職者に参加いただきたいため、参加企業の決定にあたっては、求職者がすでに有している資格や経験を問わず募集いただける企業を優先させていただく場合がございます。予めご了承ください。

3. その他

(1) 今後の連絡について

参加企業の調整結果や、今後のスケジュールについては久留米市雇用・就労推進協議会事務局または受託事業者より連絡させていただきます。

お問い合わせ先
久留米市雇用・就労推進協議会事務局
(久留米市商工観光労働部労政課内)
担当：高山
TEL：0942-30-9046、FAX：0942-30-9707
MAIL：rousei@city.kurume.fukuoka.jp